

第22回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和5年3月14日 火曜日 午後1時45分
県庁11F 1109会議室、

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 石川海区漁場計画の案について (答申)
- ② 漁業許可の更新等について (小型いか釣り漁業 (するめいか)、船びき網漁業 (しらす1そうびき))
- ③ かが漁業 (べにずわいがに) の許可等の漁業時期の変更について
- ④ 石川県資源管理方針の変更について (諮問)
- ⑤ くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) の令和4管理年度における漁獲可能量の変更等について (諮問)
- ⑥ くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚) 及びするめいかの令和5管理年度における漁獲可能量の設定について (諮問)
- ⑦ 石川県におけるくろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について
- ⑧ 2月の許認可実績について
- ⑨ 個人情報保護制度の改正に伴う石川海区漁業調整委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について
- ⑩ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年3月3日

3. 出席者

出席委員 (10名)

会長	稲村 幸雄	委員	勝木 省司
会長代理	新谷 栄作	委員	杉野 哲也
委員	坂下 優	委員	五十嵐誠一
委員	中村 明子	委員	中 浩二
委員	太田 均		
委員	橋本 勝寿		

欠席委員 (4名) 中村浩二、小川英樹、川島和彦、笹波 守勝
水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、
原田主任技師、川田技師
事務局 辻局長、小柳主幹

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 石川海区漁場計画の案について (答申)

(資料1参照)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

- (2) 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（するめいか）、船びき網漁業（しらす1そうびき））（資料2参照）
- ①制限措置の内容等について（諮問）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- ②許可等の取扱方針の一部改正について
上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。
- (3) かが漁業（べにずわいがに）の許可等の漁業時期の変更について（資料3参照）
- ①制限措置の内容等について（諮問）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- ②許可等の取扱方針の一部改正について
上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。
- (4) 石川県資源管理方針の変更について（諮問）（資料4参照）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (5) くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における漁獲可能量の変更等について（諮問）（資料5参照）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (6) くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和5管理年度における漁獲可能量の設定について（諮問）（資料6参照）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (7) 石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について（資料7参照）
水産課より説明を受けた。
- (8) 2月の許認可実績について（資料8参照）
水産課より説明を受けた。
- (9) 個人情報保護制度の改正に伴う石川海区漁業調整委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について（資料9参照）
事務局より説明があった。
- (10) その他
水産課より藻場の生育状況について説明があった。

6. 委員会終了時間 午後3時00分

第22回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長 | それでは、第22回石川海区漁業調整委員会を開催します。
 なお、中村浩二委員、小川委員、川島委員、笹波委員から欠席の連絡を受けております。
 それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | 皆様ご苦勞様でございます。川島良一様には謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。先だって、私の支所ですが海難事故がありました。それぞれの浜で高齢化していますが、私どものところもそうでございます。事故にあわれた方は私と同年で74歳でした。午前中に船を下して午後カレイ網を上げに行ってもそのまま落ちたという、そんな感じでした。幸い、ご遺体は4日、5日後に見つかりましたけど、大変残念なことに、これだけ安全な操業をやかましくいっていましたがライフジャケットを着けていなかったということです。どこの港でも絶えず安全操業、安全操業と言われていたと思いますが、初めて漁に出てライフジャケットを着けていなかったという、本当に残念な事故でありました。本当に私ども操業には法令を遵守しながら十分な注意を払って操業をしていくように心がけていかなければいけないなと思っております。どんどん高齢化して寂しくなっていく浜ではございますけど、そういう面では十分力を合わせて安全を守っていききたいなと思っております。それでは只今から、海区漁業調整委員会を始めたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

辻 局 長 | ありがとうございます。
 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
 最初に次第、資料-1「石川海区漁場計画の案について（答申）」、資料-2「漁業の許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-3「かご漁業（べにずわいがに）の許可等の漁業時期の変更について」諮問文が先にあるもの、資料-4「石川県資源管理方針の変更について」諮問文が先にあるもの、資料-5「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における漁獲可能量の変更等について」諮問文が先にあるもの、資料-6「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」諮問文が先にあるもの、資料-7「石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について」、資料-8「2月の許認可実績について」、資料-9「個人情報保護制度の改正に伴う石川海区漁業調整委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について」、最後に2月分の漁海況情報をおつけしています。

以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認]

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲村会長 本日の議事録署名人を坂下委員と橋本委員をお願いします。

[両委員 了承]

稲村会長 では、議題1の「石川海区漁場計画の案について」、事務局より説明をお願いします。

辻局長 本議題は、前回、知事より諮問のありました、漁場計画の審議と答申になります。先ほど、公聴会を開催しましたところ、公述がなかったことを改めて報告させていただきます。それではご審議の程よろしくをお願いします。

稲村会長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

稲村会長 なければ、知事から諮問の、石川海区漁場計画の案については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

稲村会長 それでは、水産課より今後のスケジュールについて説明をお願いします。

須沼専門員 水産課の須沼です。
本日漁場計画案の答申をいただきましたので、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料1ページ目御覧ください。

漁業権切替えのスケジュールを示してあり、本日3月14日に公聴会の開催及び漁場計画案の答申となっているかと思えます。その後のスケジュールですが、答申いただいた漁場計画案について、県庁内の諸手続きをもって、3月中には石川海区漁場計画として公示いたします。

その漁場計画に基づき、漁協や漁業者が免許申請を行うこととなります。

7月には漁業法に基づきまして、漁業権免許、沿岸漁場管理団体の指定、沿岸漁場管理規定について県から海区漁業調整委員会へ諮問する予定です。

その諮問への答申をもって、9月には新たな漁業権を免許することとなります。報告は以上です。

稲 村 会 長

スケジュールについて特にございませぬか。

[質問なし]

では、次に議題2の「漁業の許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。

辻 局 長

資料-2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料2とあるもので、ページ番号は2ページから9ページです。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、3ページから4ページにありますように(1)小型いか釣り漁業(するめいか)及び(2)船びき網漁業(しらす1そうびき)です。

お示ししております制限措置のうち、薄いグレーに塗ってある太枠の部分が今回ご審議いただく内容である許可又は起業の認可をすべき船舶等の数です。これについて5ページでご説明いたします。まず、小型いか釣り漁業(するめいか)についてです。こちらは許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象の支所は門前支所、許可件数は1件となっております。

次に、船びき網漁業(しらす1そうびき)です。こちらも許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象の支所は美川、西海で、現行の許可は美川のみとなっております。許可件数は3件、うち遊休許可の名簿管理の数2件です。以上を踏まえ、3ページに記載の(1)小型いか釣り漁業(するめいか)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和5年3月14日から令和5年3月20日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

続いて、3ページから4ページに記載の(2)船びき網漁業(しらす1そうびき)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を西海は2、うち遊休許可の名簿管理の数2、美川1、うち遊休許可の名簿管理の数0、漁業を営む者の資格については記載のとおり、遊休許可の枠数管理の数は西海1、美川0とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年3月14日から令和5年4月13日までとします。なお、6ページ以降に添付しております取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えていますが、内容には変更ありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長 ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

稲村会長 これ以上なければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

稲村会長 では、次に議題3の「かご漁業（ベニズワイガニ）の許可等の漁業時期の変更について」①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。

辻局長 資料-3をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

坂本主任技師 石川県水産課の坂本です。よろしくお願いたします。事務局から説明しました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は11ページが制限措置の内容、12ページに許可取扱方針の一部改正の概要、13ページに変更内容について新旧対照表、14ページから17ページに取扱方針の案があります。最後に18ページに県漁協金沢支所より提出された要望書があります。

まずは制限措置の内容についてご説明いたします。今回取扱方針の一部改正ですが、大きな内容は操業の漁期の変更となります。新たに制定する措置は、漁業時期の部分を変更していますのでそちらをご覧ください。その具体的な内容については12ページの概要に沿って説明していきますので12ページをご覧ください。令和5年2月24日付けで石川県漁業協同組合金沢支所運営委員長から、かご漁業（ベニズワイガニ）1隻について、従来は全国的に水揚げが集中する4～5月を休漁としておりましたが、近年、海水温及び船上の気温が最も高くなる8～9月を休漁し、水揚げするベニズワイガニの品質低下の防止や労働環境改善をすることにより、経営の安定化に資するため、操業期間を変更したいとの要望がございました。

これを受けまして、水産課としては、①休漁期間は現状と同様の2ヶ月間休漁であり、資源保護上の問題は無いこと、②従来の休漁期間は、他県船の操業を勘案して経営上の観点から設定したもので資源上の理由ではないこと、③関係漁業者からの了解も得られてお

り漁業調整上の問題は無いことから認めることとしたいと思っております。

次に、これまで変更内容である操業期間は、金沢地区の6月1日から翌年3月31日までという操業期間の区分だったのですが、10月1日から翌7月31日までに変更したいと思います。

なお、参考までに、20トン以上の操業区域というのは、沖合50海里以遠になっております。県内における20トン以上のべにずわいがに許可は1隻で、今回の金沢支所の船だけとなりますので、漁業調整上の問題は特段ないということで、改正したいと思います。

その内容について、新旧対照表を次ページに付けてあります。内容としましては操業期間の変更を示してあります。許可取扱方針の案ですがそちらを埋め込んだものを変更点に下線を引いて示してありますが読み上げると長いので後程ご覧ください。最後に添付してある要望書は参考までにご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いします。

稲村会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

五十嵐委員

今ほどの説明の中で関係漁業から了解を得られており、漁業調整上の問題はないというご説明でしたけど、一応確認ですけど、県外の漁業者とも特にそういう問題はないことよろしいんですか。

坂本主任技師

県外船との調整についても福井県船、富山県船の話になると思うのですが、漁業担当者または漁業者と話しをしておりまして、漁業調整上の問題はないと考えております。

五十嵐委員

ありがとうございます。

稲村会長

これ以上なければ、知事から諮問の、制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

稲村会長

では、次に議題4の「石川県資源管理計画の変更について」知事より諮問がきております。説明をお願いします。

辻局長

資料-4をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課原田です。説明させていただきます。石川県資源管理方針ということですが、法律が変わり改正漁業法になって、基本的な資源管理の方針を定めていく規定が新たに作られるようになったわけですが、漁業法の中でまず国が資源管理基本方針というものを定めまして、それを受けて都道府県で資源管理方針を定めまして、それに基づいて資源管理を進めていくのが基本的な構成となっています。石川県における資源管理の方向性を定めるということです。全体的な資源管理の在り方を定めておりまして、本体部分があるのとは別に魚種ごとの管理方針を定めるという構成になっております。現状の資源管理方針の内容は、魚種ごとのいわゆる TAC 魚種について定めている状況です。ここに書いてあるのは漁獲可能量、TAC の管理で、本県では今、公的な制限はないですが、仮に IQ にするという場合はその進め方を資源管理方針の中に定めて、それに即して管理を進めていくということになっております。ここに非特定水産資源と TAC 魚種についてと書いてありますけど、現状本県の資源管理方針には非 TAC 魚種の方針は定められておりません。その他とあります部分、こういった内容も資源管理方針中に定めておりますが、今回この辺りは変更がある部分ではありませんので割愛させていただきます。下の方、今回の変更点とあるところから説明します。1 番、資源管理方針本体部分の修正と致しまして、本県漁業の状況です。2 1 ページからが新旧対照表になります。漁業の状況ということで資源管理方針の冒頭のところに、変更前でいきますと平成 30 年の生産量がこれだけで、生産力がこれだけということが書いてあったんですが、直近の数字として確定値として農林水産省が公表しているのは令和 2 年分が最新の数値ですので、こちらに変更してあります。変更点の 2 番目として、それぞれの別紙の内容で一部修正があります。これは報告期日の規定として、一部規定を変更したのですが、実際の変更した部分は 2 4 ページの 5 行目、知事が第 3 1 条の規定を公表した日というのは、平たく言いますと漁獲量が積みあがって、枠がなかなか厳しくなって来た、TAC を超過しないように、しっかりと管理をしていかないといけない、そういったステージに入ったときに公表するということになるんですが、公表された日以降は陸揚げした日から 3 日以内に漁獲量の報告をしなければならないという規定に以前からなっておりました。これに、行政機関の休日は算入しないという文言を追加したというのが今回の変更点になります。それぞれの別紙で同じように定めていたところに、同じように行政機関の休日を算入しないという文言を付け加えさせていただきますという案になっております。これは国の変更にした変更です。説明は以上です。よろしく願いいたします。

稲村会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

稲村会長

これ以上なければ、知事から諮問の、石川県資源管理計画の変更にて

については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

稲 村 会 長

では、次に議題5の「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における漁獲可能量の変更等について」知事より諮問がきております。
説明をお願いします。

辻 局 長

資料-5をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

坂本主任技師

水産課の坂本です。
くろまぐろの大型魚及び小型魚の定置網区分への追加配分ということで県留保から追加配分を行いたいと思います。それに伴い、知事の漁獲可能量の変更を行いますので、その内容についてご審議お願いいたします。

資料46ページに概要が書いてあります。大型魚および小型魚の定置網区分への追加配分案をご覧くださいと思います。くろまぐろの当県の漁獲可能量の管理については、皆さんにご説明しているのでご存じかと思いますが、例年4月から開始となりまして、4月以降水産庁からの追加配分等もありまして、現在小型魚の枠は県の定置網区分において119.5トン、大型魚は30.6トンというところで管理を進めてまいりました。今回の変更前に、小型魚、大型魚ともに2月以降に大量の来遊がありまして、資料にも記載してありますとおり、3月6日時点で大型魚は21トン、小型魚は113トンと積みあがっている状態でありました。小型魚はその後また積み上がりもありまして、昨日時点で117トンでありまして、残枠が漁獲枠が大型魚で3.4トン、小型魚で2トン程度となり非常にひっ迫した状況になっております。すでに県内の各定置網の方々には個別枠での管理に移行していただいておりますが、残枠がない、残枠が少ない網におかれましては沖での放流等で漁獲可能量の遵守というものにご尽力をいただいているところであります。ただ一方で、この状況でありまして定置網という特性上、混獲等、やむを得ない水揚げもあると思いますので、県内の定置網の枠を超えない為にも県留保から下記のとおり追加配分をしたいと思っております。尚、漁船漁業やはえなわなどにおける主漁期というものは本県では終了していると思いますので、追加については定置網区分に配分するものと考えております。その内容としまして、小型魚においては県留保が現在2トンありますが、そのうち1トンを定置網区分に配分し、大型魚については県留保枠が4トンあるうちの1トン残すという形で3トンを定置網区分に配分することで下記の表のとおり定置網区分小型魚は120.5トン、大型魚に関しては27.6

トンに数を変更したいと考えております。こちらの数量で残り2週間ちょっとですが、数量を守るということと呼びかけつつ管理を進めることに努めてまいりたいと思います。管理期間も終盤に入っておりますので、他の県からの追加配分というよりは定置網の皆さんのご意見も聞きながら今の枠も遵守するという形で呼びかけつつ管理を進めていこうと思っております。説明は以上になりますが、参考まで数量変更の告示案を次のページに添付してありますので後程ご覧いただければと思います。諮問の内容の説明については以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

稲村会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質疑応答]

稲村会長

これ以上なければ、知事から諮問の、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度における漁獲可能量の変更等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

稲村会長

では、次に議題6の「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」知事より諮問がきております。説明をお願いします。

辻局長

資料-6をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課原田です。では資料に沿って説明させていただきます。一枚めくっていただいて、49ページをご覧ください。今回、令和5年4月から令和5管理年度が開始するくろまぐろ小型魚、大型魚、するめいか、これらについて国より配分量の通知があったことから、県の枠を定める、あわせてくろまぐろについては県内の枠について決めるという手続きになっています。令和4管理年度、令和5管理年度、並べていますけど、枠としてはくろまぐろ小型魚、大型魚については昨年と全く同じ数量になっております。くろまぐろについては国際約束で枠が決められているものでして、増枠というものがなかなか叶っていないということもありまして、引き続き同じ枠ということになっております。するめいかに関しては、違った理由で、現行水準とは変わらないのですが、また違った理由で目安数量も同じということなんですけど、するめかに関しましては3年間TACを固定して管理するというルールが採用されていますので、その関

係で去年と今年は同じ数量となっております。基本的には来年度も同じ数量になるだろうというルールが採用されているためにこういった数値となっております。また一枚めくっていただいて、50ページ目になりますけど、くろまぐろTACの県内配分についても併せて諮問させていただきます。基本的には数量も変わっておりませんし、同じ考え方に沿って配分するという事で考えております。資源管理方針は先ほど一部変更がありましたけど、その中でも小型魚に関しましては数量規制開始前の漁獲実績の比率に基づいて配分すると、大型魚に関しては直近の実績を反映しつつ配分するという事を基礎として配分するという事で定められております。くろまぐろも小型魚に関してはそういった理由でして、定置網について67.8トン、漁船漁業、曳き縄、つり等は6.0トン、県の留保として2.0トンで県の全体の枠として75.8トンという事で考えております。くろまぐろの大型魚に関しまして、定置網については変わらず、昨年同様の35.8トンとなっております。漁船漁業、曳き縄釣り等は2.0トンと昨年より1.0トン増加としていますが、記憶にもあると思いますが、昨年夏ごろに漁船漁業の大型魚の実績が、近年やはり大型のくろまぐろが増えていることもあり、1トンという数値では足りないという状況になっておりましたので、その分、留保から配分したという経緯がございました。なかなか漁期途中で手続きが間に合わずに漁獲の機会を逸することにもなりかねないので、留保を昨年は5トン持っていたところをあらかじめ1トン減らして、当初配分の時点から漁船漁業に1トン追加し、2トンという配分にしたいと考えております。管理年度途中における配分の基準として3番がありますが、県の留保からの再配分や他の都道府県や大臣管理区分との融通が実施された場合は全量を定置網漁業の数量に配分すると定めております。昨年も委員会の中で報告させていただきましたけれども、小型魚と大型魚を交換する等、枠の融通の手続き等は順次行っております。その際に海区の委員会での審議を待っていただくといたしますと、その間獲れるはずの漁獲が得られないことになるので、あらかじめこういった配分の基準を定めておき、それに沿って対応させていただくことで、この内容も昨年までと同様になりますけど引き続き進めさせていただきたいと考えております。4番、今後の予定としまして、この数量の設定は農林水産大臣の承認の手続きを経たうえで告示するとい方法で定めて関係機関に通知するという予定にしております。ご参考までに次の51ページには告示の文章案を付けておりますのでご参照いただければと思います。説明は以上です。

稲村会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質疑応答]

坂下委員

令和5年は75トン、令和4年は127トンとあるが、追加配分はあるのですか。

原田主任技師	追加配分はその時々で融通を行うということもありますので、どれくらい追加配分されるかという具体的な数値はありませんが、少なくともあり得ることとしては、3月末時点での枠の未消化分があった場合は、それが当初配分数量の10%までの分については来期に繰り越しができるというルールがございます。ただ、あらかじめ未利用数量がわかっているわけではないので、4月以降実績が分かり次第、結果としてどれだけを取り残したのでその分を繰り越しましょう、ということで追加配分が生じるという手続きは発生してまいります。なので、現時点の数量と来期も同じような数量になるかといえまだわからないのですが、少なくとも当初配分の数値から全く増えないという状況ではないということです。
坂下委員	今年120トン、倍ではないですか。来年は少なくなるということか。
原田主任技師	繰越数量というのは国全体でどれだけ取り残したかということに関わってきました、実はだんだんくろまぐろの資源も増えてきました、国全体での未消化量は昨年度よりも今年の方が減るだろうと考えておきまして、その分繰り越しできる数量も減ってくるということが考えられます。この資源が増えてきている中で非常に厳しい状況ではありますが、まだ確たることは言えないですが、現時点での数量よりも来期利用できる漁獲枠は小さくなるという可能性がございます。そこはこれからの管理次第となってまいりますけれども、できる限り県内の漁業者の皆様にも不利益のないようにこちらとしても努力したいと考えております。
稲村会長	これ以上なければ、知事から諮問の、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和5管理年度における漁獲可能量の設定については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。
[異議なしの声]	
稲村会長	ないようであれば、次に、議題7「石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について」水産課より説明をお願いします。
坂本主任技師	水産課の坂本です。本案件については、内容の説明、皆様へのご了知となる内容なのでよろしくお願いいたします。先ほど、諮問の答申の文章にもありました管理の部分、定置網区分の管理措置について定めているものであります。 資料としては資料52ページの7をご覧ください。資料の確認ですが、次ページに昨年度からの微修正がありますので新旧対照表を付けております。54ページ目以降は管理協定の全文が書かれているものになるのですが、長いので割愛します。資料の63ページになりますが、こちらの資源管理協定根拠法令、この法令も漁業法に基づいたものになりますので、参考までに根拠法令を付けておりま

す。

それでは説明してまいりますので52ページの概要に沿って説明してまいります。

くろまぐろの協定についてですが、今ほど申し上げました通り、定置網区分における資源管理の措置について定めているものであります。まず基本的に協定の内容ですが、毎年年度末に締結しているものなので昨年度からの大きな修正はありません。ただ、昨年の説明から一年間も空いていますので改めて目的とフロー図を用いて協定の位置づけについてご説明させていただきます。

一番下にフロー図が書いてありますが、くろまぐろの資源についてはまずは国が定めた基本方針がありまして、それに沿った数量配分が各県に割り当てられることになっております。先ほど説明があった資源管理方針と流れは同じになっています。石川県は何トンと示された後に、大きな方針のもと、県の方で資源管理方針が定められまして漁業種類別、定置網ですとか、先ほど言った漁船漁業の数量配分の基準、どのように管理するかなど定めておりまして、この中で下線を引いてありますが、協定書という形で定置網等における具体的な取り組みをこの協定の中で定めております。

内容については上から説明していきませんが、個別の漁獲量の上限設定や違反した場合の措置について定めております。

目的ですが、これは漁業者間で協定を締結しましてしっかりと漁獲可能量を遵守するという、そういう位置づけのものとなっています。

資源管理の措置の取り組み内容については、下に書いてありますとおり、5キロ未満のくろまぐろ小型魚の生存個体の放流、個別漁獲上限量の設定という形で、小型魚につきましてはくろまぐろが始まる前の管理年度、過去10年の実績に基づいて配分されております。大型魚につきましては昨年の実績を加味しまして、ひと網6トンの水揚げでそれぞれ漁獲中止と決めております。

また、留保枠の管理につきましては外浦地域、西側地域の網は11月いっぱい漁期を切り上げといった場合は、その残枠については定置網枠内の留保として管理をして、必要に応じて内浦側の冬季の管理期間で積み上がりがあれば使用するという形で運用しております。

また協定管理委員会において合意された内容になっているのですが、④になりますが、こちら個別漁獲量の上限の融通ということで、各網の個別の枠を設定しているところではあるんですが、漁業者間で合意が得られれば、協定管理委員会が承認して余ったものを別の方が使うと、融通のやり取りを協定内で行うようにしております。協定に違反した場合の措置ですが、こちらについては5キロ未満の個体を出荷した場合、先ほどの決まりを破った場合、個別上限量を超過した場合、超過した水揚げ量、出荷した水揚げ量を翌管理期間の漁獲上限から差し引く、または水揚げ金額を県定置協会、県漁協へ拠出する措置を定めております。協定管理委員会ですが、県定置協会、県漁協、県水産課で構成されており、事務局については県定置協会と県水産課という形をとっております。

協定の概要については以上ですが、協定に入ることでのメリッ

ト、デメリットはあるとは思いますが、きちんとこういった協定に入っただけで、少ないながらも実績に応じた配分比率をとるとい形になっていきますので、逆にこの協定に入らないともっと微細な枠設定になってしまいますので、定置網にくろまぐろが入った場合、このような協定に参加しながら遵守していただくということで設定しております。

内容の説明については以上ですが、先ほど申しあげました通り、文章中の表現は管理の実態と合わせるために、軽微修正を二点しております。修正について新旧対照表に沿ってご説明しますので次ページをご覧ください。こちら修正の一点目ですが、追加配分の取り扱いなどを定めている第5条の3において、留保枠などによる再配分の割り当て量の変更という文言があるのですが、こちら今までの説明にもありましたとおり他県との融通、または大臣管理漁業との融通というのがありますので、「または他県との漁獲枠の融通」という文言を追加しております。2点目になります。協定に違反した場合について定めている、12条の3においてですが、現行の文章では先ほどご説明した通り、罰則のいずれかをかけるという話だったのですが、その両方を措置するという内容にとらえられるため、実態に合わせて「下記のいずれかまたは両方の措置を講ずる」という文言を付け加えています。

以上について修正をしているところでもありますので、協定内容について併せてご了知いただければ幸いです。資源管理協定の全文案をいれたものを次ページ以降に書いておりますけれども、こちらは読むと長いので時間があるときに見ていただければと思います。

今後のスケジュールになりますが、こちらの協定、今回ご説明いたしました後に関係定置に確認をいただき、締結の後、知事の認定に移りまして来年度4月1日をもちまして、協定の内容を開始していきたいと考えております。説明は以上になります。

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

稲村会長 ないようであれば、次に、議題8「2月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

川田技師 資料-8に基づき簡潔に説明

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

稲村会長 ないようであれば、次に、議題9「個人情報保護制度の改正に伴う石川海区漁業調整委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について」について事務局より説明をお願いします。

沢田局次長 水産課沢田です。「個人情報保護制度の改正に伴う、石川海区漁

業調整委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について」を説明させていただきます。資料は、65ページ、資料9になります。昨今のデジタル化の流れを受けまして、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されまして、それを受けて「個人情報の保護に関する法律」の改正があり、来月4月1日から施行されることとなっております。この法律の制定・改正があったことを受けて、当委員会が所管している「個人情報」に関する規程などについて廃止、改正、制定が必要となりました。

内容については、これまで、当委員会の個人情報に関する規程は、石川県が定めていた条例に紐づいていましたが、今後は、直接、法律に紐づくこととなります。また新たにデジタル化の対応内容を定めた規程を制定することになりました。

具体的な規程の名称としては、資料9の表中の右側の一番上にある、石川県の条例に紐づいていた現行の「石川海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」は法律に基づくため廃止します。

次に、表の右側の2番目にある当委員会の組織や事務処理を定めた「石川海区漁業調整委員会事務局庶務規程」と、表の右側の3番目にある当委員会に係る情報通信による手続きなどの利用を定めた「石川海区漁業調整委員会が所管する手続き等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程」の2つの規程については改正となりますが、条文の中に石川県が定めた個人情報に関する条例にもとづく規程がありましたので、それを法に基づく文言に変更することになりました。

また、表の左側の一番下にある「デジタルの対応を定めた石川海区漁業調整委員会の保有する個人情報等の安全管理に関する規程」は、デジタル対応を網羅したものとして法律に紐づいた内容で制定することとなりました。

具体的な文章は、次ページ以降のとおりになりますが、基本的には、県庁の担当部局の指示を受けて、担当部局が作成した案をベースに石川海区漁業調整委員会の名称や役職などを当てはめるなどしたものとなります。

また、開催通知と併せて送付させていただいた資料には、マイナンバーカードの利用を定めた「石川海区漁業調整委員会の保有する特定個人情報の保護に関する基本方針」と「安全管理措置」の制定の記載がありましたが、県庁の担当部局から、現在、当委員会で具体的な申請事務が無いなら、対象の事務を実施する時に制定するよう指示がありましたので、今回制定することは致しませんので、資料からは削除させていただきました。ちなみに、委員会承認の申請手続きなどで申請事務が出てきた場合、なおかつマイナンバーカードの情報が必要となった場合にこの規程を策定するということとなります。

最後に、今回の案については、県庁の担当部局と最終版について擦り合わせを行いますので、文言などの軽微な修正があった場合は、会長一任で修正したいと思っておりますので、ご了解のほどよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

稲村会長

議題9について、事務局案の通り了承してよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

それでは事務局案の通り承認したいと思います。

稲村会長

それでは「その他」ですが、何かございませんか。

沢田課参事

先月の当委員会で海藻、特にホンダワラの類が極端に少ないとのお話が稲村会長からあった件についてですが、先月の委員会の次の日に、早速石川県内の海岸を水産課の職員が一回り見て回ったところ、例年よりもやや少なく感じられたものの極端に少ないような状況では無かったようです。また、漁協の職員さんや一部の漁業者さんなどにお聞きしたところ、輪島や珠洲ではイワノリが昨年よりは少ないということもあり、またホンダワラも例年よりは若干少ないという話も伺いました。

稲村会長からは、志賀町の漁港付近は極端に少ないということでしたが、調べたところでは、石川県全体ではそこまで減少している様子では無いようでした。

海藻の繁茂状況については、もともと毎年、多い、少ないの変動もあり、また地域的な差もありますが、今年については確かに全体的に見れば例年よりはやや少ないという状況はありますので、長期的に続くものか、今年だけの短期的なものか、今後、動向を注視していきたいと考えています。以上で説明を終わります。

武田次長兼水産課長

補足させてください。海藻の生育状況については今報告のあったとおりですが、回ってきた職員の話によりますと、ごみが異様に多いとは言っていました。ですので、相対的に見てごみがものすごく多く、例年より目立ってしまって海藻がそれより少なく見えてしまうこともあるのではないかと言っていました。いずれにしても海藻というのは藻場の形成上非常に重要なので水産課としても藻場がきちんとなっているということは非常に重要であると考えておりますので、引き続き藻場と海藻の生育状況についてはきちんとしていきたいですし、何か異常な問題が起きれば、例えばうにの駆除とかあるいは藻場の造成ですとかそういうことにも力を入れていきたいと考えておりますので藻場の状況をこういう会またはその時の機会です水産課に言っていただければありがたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

稲村会長

その他に何かございませんか。

[質疑応答]

なければ、事務局からお願いします。

辻局長

次回の委員会ですが、4月18日(火)、13:30から本日と同じく、

県庁 11 階の 1109 会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

稲 村 会 長 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲 村 会 長 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員